

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。  
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

## Insurance Accounting Newsletter 「OCI による解決策」とコンバージェンスの乖離

前回のニュースレターの公表後、国際会計基準審議会 (IASB) と米国財務会計基準審議会 (FASB) は、保険者の貸借対照表における現在の価値測定を維持し、割引率の短期的な変動を (その他の包括利益 (OCI) を通じて) 資本で認識する方法、すなわち「OCI による解決策」の重要な要素について一定の結論に達した。

資産側について、両審議会は、負債性金融商品を公正価値で測定し、未実現の変動を資本の部で会計処理する方法を導入することに合意した。また、これらの投資を公正価値で測定し、未実現の変動を損益で会計処理する選択肢は、割引率の変動による負債への影響を損益で会計処理することとマッチする場合に限り、引き続き利用可能となる。

負債側については、市場金利に基づく保険負債の再測定による影響は、資本と損益に配分される。市場金利の変動による影響はまず資本で認識される。割引の割戻し (利息費用) は、契約開始時に算定された市場金利で計算され、損益で計上される。この割引率は「ロックイン」されることになる。

両審議会は、これらの測定方法を有配当契約にどのように適用するかについて、今後の会議で議論する予定である。

また、両審議会は、投資要素のアンバンドリングは限定された範囲で行うことに合意した。その結果、明確に投資要素と関連し、それに起因するキャッシュ・フローは、アンバンドルされた投資要素に配分され、適切な会計基準に従って会計処理されることになる。

保険契約に関する会計基準がコンバージェンスから乖離してしまうという望ましくない傾向が、次の 2 点により明らかとなった。第 1 点は、IASB が、2 マージンモデル (リスク調整、残余マージン) において将来

の見積りの変化に対する残余マージンにつきアンロックすることを選択すると確認したこと、第 2 点は、新契約費について、FASB は資産で認識するアプローチを、IASB は残余マージンから控除するアプローチをそれぞれ選好しており、両者の意見が相違したままであることである。

上記で要約した決定事項が、両審議会の 5 月と 6 月の会議の結論である。7 月の会議では重要な更新事項はなく、8 月は FASB の限定的な活動のみが行われ、IASB は通常どおり夏季の活動休止期間であった。本ニュースレターでは、それらのすべての事項、および 6 月末に向けて開催された IASB の保険ワーキンググループ (IWG) 会議の内容について述べている。

5 月の会議は、11 時間にわたって 17 の議題資料を討議する、非常に骨の折れるものであった。議論された項目の中には、長い間待ち望まれていた適格な負債性金融商品を公正価値で測定して差額を OCI に計上する (FVOCI) という資産区分を導入することや、保険負債の「OCI による解決策」が含まれていた。他の論点として、アンバンドリング、新契約費の会計処理、および単一マージンアプローチ対 2 マージンアプローチに関する IASB 単独の教育セッションが含まれた。

対照的に 6 月の会議は、以前の暫定合意に基づくセッションであり、限定的な活動であった。意思決定のためのセッションは、アンバンドルされた構成要素へのキャッシュ・フローの配分に焦点を当てたものだった。結果として新しいアンバンドリングの一連の要求事項の定義付けが実質的に完了した。これにより一つに束ねられた複数の構成要素が、保険リスクを移転する構成要素と相互依存関係にない場合に限り、あまり数多くはないがアンバンドリングが適用されるという結果をもたらすことになる。両審議会は、経過保険料の測定ならびに新契約費および

連する保険料の計上時期と認識方法について、教育セッションを2回開催した。さらに両審議会は、金融商品に新しく導入された FVOCI 区分の範囲を明確にした上で、FVOCI 要件を満たす適格な負債性金融商品に対して、FVOCI で測定する代わりに純損益を通じて公正価値で測定する(FVNI)区分を選ぶという選択肢を導入するためのセッションを行った。

これらの進捗があつたにもかかわらず、6月5日、FASB 議長であるレスリー・サイドマン氏が FASB 諮問委員会に対して次のようにコメントし、国際財務報告基準(IFRS)と米国会計基準はコンバージェンスされないだろうという彼女の见解を示唆したことで、コンバージェンスからの離脱の可能性が高まり始めた。「われわれは、保険契約についてのコンバージェンスの達成を強く願っているため、これらの相違点を解決するためにこれまでに2回、審議会を開催し直した。何度か試みたが、保険の論点の中でも提案内容に関する本質的な側面についてコンバージェンスされた結論に向かっていることを、私は失望しながらに報告する。」

同様の考え方は、6月18日のIFRS 諮問会議に対するハンス・フーガーホースト IASB 議長の報告の中でも繰り返され、両議長は両審議会が異なるスタート地点にいることを認識した。

一方で、このプロジェクトへの両審議会の姿勢を前向きにさせる状況も現れており、IFRS 利用者は、開示だけでなく認識および測定も定める包括的な保険契約基準の必要性を明確に示している。他方、米国会計基準は現在改正中であるが、包括的な基準がすでに存在している。そのため、複数の米国の投資家は現行の米国会計基準の維持を支持している。両審議会は彼らのマイルストーン文書において異なる進捗段階のままにある。すなわち IASB はすでに公開草案(ED)を発行したが、FASB はディスカッション・ペーパー(DP)を発行したのみである。コメントの中でサイドマン氏は、米国会計基準の見直しの範囲は今後さらに限定されるかもしれないことを示唆した。その観点で、できるだけ効果的に議論を進めるために、両審議会は「友好的な離脱」の準備プロセスを開始した。

このことは多くの業界関係者、特に単一の基準を期待していた多国籍企業を失望させている。多くの IWG 会議メンバーは、このような結果となる可能性が高まっていることに不満を表明し、IASB と FASB スタッフの妥協点を見出す努力に疑問を呈した。業

界の代表者は、単一マージンアプローチと2マージンアプローチを例にあげて、根本的な原則がそれほど異なっていないので、コンバージェンスを達成するために両審議会はもっと多くのことができるはずだと考えている。同時に、プロジェクトの遅れや意見の相違といった背景事実に対して、多くの IWG 会議参加者は、コンバージェンスされた基準が作成されない場合には、それぞれの投資家たちにうまく受け入れられる2つの堅固な基準であることが重要であり、また、プロジェクトを完了させるためには質と適時性のバランスがとれていることが重要であると感じた。

IWG 会議の2週間後、米国証券取引委員会(SEC)のスタッフは、「米国の発行企業の財務報告制度へのIFRSの組込みに関する検討のためのワークプラン」と題する報告書を公表した。このレポートでは、「IFRS を米国の発行企業の財務報告制度へ組込むべきかどうかと組込むとした場合の導入方法に関する方針」のいずれについてもSECは決定していないことが強調されている。

この長く待たれていた報告書では、米国当局は米国内の企業にIFRSを適用するかどうかを検討することについてもまだ何ら決定していないことが示唆されている。この段階で今後の方針に関する提案がなされていないことが、この報告書の最も注目すべき点である。IASB 議長のハンス・フーガーホースト氏は、この報告書が公表された後に、「IASB は新たな議題についての作業を開始した。コンバージェンスの時代が終わりつつある。」と簡潔にコメントした。

我々はこれらの出来事を、単一の保険契約基準についてのコンバージェンスを成し遂げようという両審議会の試みが長くは続きそうもないというならかな傾向に関する追加的な証拠であると見ており、次のマイルストーン文書の公表は、両審議会がどのようにコンバージェンス作業から離脱するかを説明するために使用される可能性がある。

新しいマイルストーン文書の時期およびその様式はまだ定かではない。IASB が7月末に更新したワークプランによると、IASB は2012年下半期にスタッフによるレビュー・ドラフトと再公開草案(再ED)のいずれか(IASB 会議で決定される)を公表することを予定している。我々は、この公表時期の目標は2012年12月<sup>1</sup>であると解釈しているが、7月と8月の活動が限定的であったことを考慮すると、さらに遅れる可能性も高い。

<sup>1</sup> 2012年10月1日にワークプランが更新され、公表時期の目標が2013年上半期へと変更となった。

提案された修正が重要ではないと判断された場合、IASB は、フィードバックまたはコメント期間を公式に設けることなく、ED に対する変更点を要約したスタッフペーパーを公表するのみで最終基準書の作成を進めるであろう。再 ED が公表される場合、審議会の投票が必要となり、120 日間のコメント期間(限定的な再 ED であればこれより短い期間)が設けられるであろう<sup>2</sup>。FASB は 2012 年第 4 四半期に ED を発行し、3ヶ月のコメント期間を設けることを予定している。

### OCIによる解決策

上記で言及したように、5 月に両審議会は、市場の変動から生じるボラティリティーの一部を損益計算書から OCI に移動させることを目的とした「OCIによる解決策」の使用を確定させることになった2つの決定を行った。

### 資産側—適格な負債性金融商品の FVOCI 区分

5 月 21 日に両審議会は、契約上のキャッシュ・フローの性質のテストを満たす負債性金融商品(適格な負債性金融商品)のための第 3 の資産区分を IFRS 第 9 号に導入することについて議論した。現状、IFRS 第 9 号では負債性金融商品につき 2 通りの測定可能性を有している:償却原価(AC: Amortised cost)と純損益を通じた公正価値(FVNI)での評価である。売買目的で保有されていない非デリバティブの負債性金融商品を、売却可能有価証券(AFS: Available-For-Sale)に分類して、その公正価値の変動を OCI で認識する可能性は、IASB が IFRS 第 9 号を公表した際に排除されていた。複数の保険者は、当該決定の結果として、IFRS 第 9 号では、適格な負債性金融商品を保有しその契約上のキャッシュ・フローを回収する、または売却して公正価値の変動を実現させるという保険業のビジネスモデルを適切に反映することが認められなくなるという懸念を示した。

5 月のスタッフの提案は、ビジネスモデルの中で保有される負債性金融商品に対する FVOCI 区分を導入することであった。現行の米国会計基準の金融商品の会計基準が類似した分類方法を含んでいることもあり、当該提案は IFRS を米国会計基準により近づけ、効率的なキャッシュ・フロー戦略やデュレーション・マッチング戦略のために多額の固定金利ポートフォリオを保有し、そのリバランスのために頻繁

に売却を行っている保険会社の懸念に対応するものであった。

適格な負債性金融商品と認められる資産は、財政状態計算書上において公正価値で測定され、その変動は OCI で認識されることになる。累積された変動額は、売却や認識中止、または減損時に OCI から損益へとリサイクルされる。加えて、損益計算書では実効金利法を用いて受取利息を表示し、さらに為替差損益も表示する。減損は、償却原価で測定される負債性金融商品に適用されるモデルと同じモデル(現在、IASB と FASB の別の共同プロジェクトで検討されている)に基づき測定される。

当議論の中で、複数の IASB 理事は、FVOCI に分類される金融商品であっても負債性金融商品は認識中止時にリサイクルされる一方、資本性金融商品はリサイクルされないことに対し、疑問を呈した。

スタッフは、FVOCI に分類された資本性金融商品は、運用成果をあげるためではなく戦略的な目的で保有されることがしばしばあり、リサイクル情報は目的適合性が比較的少ないと説明した。IASB 理事の大多数の賛成により、スタッフ提案は決議された。

その後、IASB と FASB は、適格な負債性金融商品の FVOCI 区分について、それらが保有されているビジネスモデルに基づいて、許容とすべきか、強制すべきかについて合同で議論した。FASB の現在の暫定決定の下では、保有は償却原価、投資は FVOCI、トレーディングは FVNI というように、企業の事業活動に基づき3つの区分が定まるものであり、残余区分として決まるものではない。米国の関係者は、投資活動とトレーディング活動の描写に使用される両者の定義には多くの共通項があるという懸念を示した。彼らは、公正価値オプションを導入し、分類区分のいずれか1つを残余の区分とすることも提案した。

両審議会は、契約上のキャッシュ・フローの回収と金融資産の売却の双方を目的として運営されているポートフォリオに含まれる負債性金融商品は FVOCI で測定すべきと暫定的に結論付けた。償却原価区分または FVOCI 区分に関するビジネスモデルテストを満たさない適格な負債性金融商品は、残余区分である FVNI に分類されることになる。両審議会は、非常にまれと予想されるビジネスモデルの変更が生じた場合、再分類を要求することも暫定的に決定した。新しい提案のメカニズムにより、負債性金融商品について、IAS 第 39 号における売却可能

<sup>2</sup> 9 月の審議会によりレビュー・ドラフトではなく、5 つの論点に質問が限定された再 ED が公表されることとなった。

有価証券の測定に関する要求事項が再導入されることになる。しかし適格な金融商品の範囲および新しい減損モデルには差異が存在する。

6月13日に行われたフォローアップ会議で、両審議会は FVOCI 区分として適格となるには、適格な負債性金融商品が契約上のキャッシュ・フローテストと、適切なビジネスモデルの中で管理されていることの双方を満たさなければならないという彼らの意図を確認した。合同での議論の結果、IASB はスタッフ提案を支持すること、および会計上のミスマッチを除去または著しく減少させる場合には、FVOCI 区分として適格となる金融商品に公正価値オプションの適用を広げることと決定した。これにより米国会計基準とより近づくことになり、現行の IAS 第 39 号に存在するオプションが復活することになる。

FASB のスタッフは、会計上のミスマッチを除去または著しく減少させる場合、当初認識時において事後的に取消不能な公正価値オプションを金融資産に導入することを提案した。理事の何名かはオプションが多すぎることに懸念を示したが、スタッフは FASB 議長に対し、オプションを持つことにより関係者の懸念に対応することとなることを確認した。その後、FASB は、企業が金融資産と金融負債のグループ(デリバティブでもよい)に関するネットエクスポージャーを公正価値ベースで管理し、マネジメントに公正価値ベースで報告している場合、そのグループに対して当初認識時に事後的に取消不能な公正価値オプションを導入することを決議した。

6月の IWG 会議で「OCIによる解決策」について議論した際に、業界のメンバー達は、両審議会在彼らの懸念事項に耳を傾けたことを歓迎しその提案に賛成した。しかし利用者や規制当局はそのアプローチの複雑さについて強い懸念を示した。その解決策の詳細が議論された際に、業界の代表者の何名かが、銀行は要求していなかった区分への分類が強制されることになるかもしれないことに懸念を表明した。

### 負債側一割引率の変動による負債の変動を OCI に表示

保険負債に OCI を使用するという考えは教育セッションという長い準備期間に恵まれた。5月24日に両審議会は7つのスタッフペーパーについて議論したが、そのほとんどは4月の会議から繰り越されたものである。スタッフは OCI の使用の目的を以下の3つに要約した。

- 1) 損益計算書において、短期的なボラティリティを減少させること
- 2) 保険者の中核となる引受事業からの業績を明らかにすること
- 3) 保険負債とその裏づけとなる資産との間に存在する測定の不整合を減少させること

はじめに、スタッフは、割引率の変動による保険負債の変動を OCI で認識することを提案した。この提案により、以下の2つの論点に関して激しい議論がなされた。

- 1) 割引率の変動は、現在の割引率と契約開始時にロックインされた割引率との間の変動とすべきか、または退職給付会計のように、毎期末ごとの割引率の変動とすべきか。
- 2) 割引率の変動は OCI で表示すべきか、純損益で独立して表示すべきか。

ある IASB 理事は、FVOCI の金融資産は認識を中止すると累積変動額が OCI から損益にリサイクルされるが保険負債はそうではないため、会計上のミスマッチや、資産の売却を通じて潜在的にいいとこ取りが生じる余地がある点を指摘した。資産売却の程度が、ミスマッチの程度を決定するからである。この可能性は認められたが、可能性として低いものと予測された。ほとんどの理事は、現在の価値と原価の情報の双方が有益であり、利用者がボラティリティの源泉を理解することと様々な種類の利得および損失を区分することを求めていることについて同意した。

その後、同じ IASB 理事は、スタッフペーパーの例を使用して、デュレーションのミスマッチや資産の売却による結果として、個別に見た場合の純損益と OCI の間に生じる不整合を効果的に説明した。この理事は、異なる利得または損失を発生源泉別に OCI に分離して表示することの有用性は認められたが、分離された数字は誤解を招く可能性があることから反対した。他の理事は、スタッフ提案は完全なものではない(完全な公正価値測定ではないので)が、負債に関する現在履行価値モデルおよび両審議会在が資産に関して決定したモデルの観点から必要なものであると考えた。包括利益を全体として見ることが求められるが、経営者の資産と負債の状態に関する現在価値情報が提供されるので、原価情報のみを持つモデルよりもよいと考えられた。

上記の2点目のポイントについて、分離した利得を純損益に表示することを選択する理事も何名かい

たが、両審議会のほとんどの理事はボラティリティーを排除するために OCI を使用することに同意した。

FASB は全員一致で同意し、IASB は過半数の 10 人がスタッフ提案を支持した。

2 つ目のスタッフ提案については、割引率の変動による保険負債の変動のみを OCI に反映させるべきという IASB スタッフの提案と、金利感応的なキャッシュ・フローの前提条件から生じる変動も含めるべきとする FASB スタッフの提案に分かれた。

複数の理事が、IASB の提案<sup>3</sup>によると、残余マージンをアンロックするという以前の決定事項により、キャッシュ・フローの前提条件の変動が損益計算書を通らなくなることに言及した。この議論は簡潔であった。FASB は 5 対 2、IASB は 13 対 1 で IASB スタッフの提案を支持した。

スタッフはその後、下記の 3 つの質問の検討に移った。

- OCI の使用を許容すべきか要求すべきか。スタッフは、純損益における表示により会計上のミスマッチを除去させるか、著しく減少させるのでない限り、OCI の使用を要求すべきと提案した。
- OCI の使用に関する会計単位は、ポートフォリオとすべきか (FASB スタッフが選好)、保険者の資産構成に基づくべきか (IASB スタッフが選好)。
- 保険負債に OCI の使用を選択することは、取消不能とすべきか (会計単位が個別契約の場合)、ポートフォリオの基本戦略の変更により新たな会計上のミスマッチが生じたことにより (ほとんど生じないと予想される) 変更可能とすべきか。

これらの 3 つの質問を検討する際に、両審議会は OCI の使用による複雑さが生じることから、透明性や比較可能性を確保するためにその適用を強制すべきことに言及した。両審議会は、有配当契約については今後の会議で別個に議論することを決定した。

<sup>3</sup>原文では「IASB の提案」と記載しているが、文脈からは「FASB の提案」が正しいと思われる。

1 つ目の質問 (許容か要求か) を変更した「会計上のミスマッチが生じるとしても、すべての変動の OCI での表示を要求することを支持するかどうか」という質問に対して、FASB は 5 対 2 で、IASB は 8 対 6 で支持した。その結果、残りの 2 つの質問は議論されなかった。

OCI による解決策に関するメカニズムを議論する際に、両審議会はまず利息費用を純損益に計上するために使用する割引率として何を使用すべきかについて検討した。スタッフは次の 3 つのオプションを検討した。1) 保険契約当初認識時の市場金利に基づく当初の割引率、2) 資産のリターンに基づく割引率、3) 報告期間の期首時点でロックインされた割引率。スタッフは、また、利息費用の表示方法として 2 つの方法を提案したが、どちらの方法であってもネットの利息費用は、契約当初にロックインされたレートに基づく利息費用と同額になるものであった。しかし 1 つ目のオプション (スタッフペーパーではオプション A と記載されている) の場合、利息費用は当初にロックインされた割引率に基づき純損益において 1 行で表示されるのに対し、2 つ目のオプション (スタッフペーパーではオプション B と記載されている) の場合、利息費用は純損益において 2 行で表示される。すなわち、1 行は現在の市場金利に基づく利息費用 (または収益) で、他の 1 行は当初にロックインされた割引率に基づく利息費用と同額となる OCI からの振替額である。契約当初の割引率を使用し 1 行表示を行うことについて、前者は FASB では 6 対 1 で、IASB では 12 対 2 で承認され、後者は IASB では 9 対 5 で、FASB では全員一致で承認された。

最後に両審議会は損失認識テストについて議論した。FASB と IASB とでスタッフ提案が分かれており、FASB のスタッフは純損益において保険契約の損失認識を早めるために損失認識テストを提案したのに対し、IASB スタッフはそれに反対した。これに関する議論は簡潔であり、両審議会は他の負債に対する十分性テストは検討しておらず、この点で保険負債も同様であるべきことに言及した。FASB は FASB スタッフの提案を却下し、IASB スタッフの提案を 6 対 1 で承認した。IASB は IASB スタッフの提案を 13 対 1 で承認した。

## 投資要素のアンバンドリング

両審議会は、必要な定義に関する以前からの懸念を解決し、特定の状況でアンバンドリングの要求の乱用を防止する条項を確保することにより、アンバンドリングに関してコンバージェンスされた決定に到達した。

2012年3月のミーティングの間、両審議会は、アンバンドリングを継続的に適用することでアンバンドルされた要素を個別契約のように別途会計処理する限定的な状況を除いて(意図的なストラクチャリングを避けるため)アンバンドリングの代わりに分離表示を行うという原則について暫定的に合意した。しかし5月22日の会議で、両審議会は構成要素が区別できるものであり相互関連性のない場合、特定の状況においてアンバンドリングが適切かどうかについて再検討したいと考えた。

相互に関連する構成要素をアンバンドルすることやそれらを保険契約の測定モデルの外で測定することを避けるため、スタッフは下記のガイダンスを提供した。

- 投資要素と保険要素を区別できる場合、保険者は、投資要素をアンバンドルし、投資要素を会計処理するために適切な IFRS または米国会計基準を適用しなければならない。
- 保険者または第三者が、通常、その構成要素と実質的に同等の契約を同じ市場および法域で別個で通常に販売しているのであれば、下記で明記している場合を除き、その構成要素は区別できる。
- 上記の要求にかかわらず、投資要素が保険要素と高い相互関連性がある場合、保険契約において投資要素と保険要素は区別できない。そして保険者は保険契約基準の下で保険要素と一体で会計処理しなければならない。
- 投資要素が保険要素と高い相互関連性を有する目安の1つとして、一方の要素が失効または満了となることなく他方の要素だけが失効または満了となるという事態が起こり得ないことが挙げられる。

議論では2つの主な懸念点に焦点が当てられた。最初の懸念は、提案されたガイダンスが対象を狭めすぎてないかどうかであった。一部の理事は、たとえ別個に売却される保険契約と同等でなかったとしても、それらに相互関連性がない場合、別個の投資要素をアンバンドルすることを妨げるべきではないと感じた。一部の理事は、「同じ市場および法域で」という文言を削除することを提案した。その他の理事は、保険要素が別個に販売されない場合、おそらくそれは多少相互依存が存在するか、料率の設定においても相互に関連しているということであり、アン

バンドリングが適切でないことを目安の一つとなると考えた。

もう一つの懸念は、契約の失効に関するものである。預り金要素が要求払いで引出し可能であり、それにより保険契約全体の失効および保険契約全体の認識の中止が引き起こされる場合、非保険要素をアンバンドルすることにより潜在的に誤った結論に導かれる可能性がある。例えば、アンバンドルされた要求払いの預り金要素を IFRS 第9号で払い戻し価額により測定した場合、初日損失が生じるが、そのことは経済的実態を反映していないであろう。何名かの理事は、アンバンドリングするには、別個に売却しうる能力および別個に満期を迎えうる能力の双方が必要なかどうか、それとも構成要素が相互関連性を有していなければどちらか一方だけで十分かどうかの質問をした。構成要素が別個に満期を迎えうるとしても、それらの金額はまだ相互関連性を有するものであり、それゆえに別個ではないことがあり得ることに言及された。(例えば、投資要素が満期を迎えると、保険要素が約定金額まで増額される場合)。

スタッフは議論を次のとおり要約した。投資要素が別個のものである場合、保険者はそれをアンバンドルする。投資要素が保険要素と相互関連性を有していない場合、投資要素は別個のものである。以下の事項は相互関連性を有する目安となる。

- 一方の要素が他方の要素から独立して満了または失効しない
- 商品が同じ市場および法域で別個に販売されていない
- 一方の要素の価値が他方の要素の価値に左右される

両審議会はスタッフの要約を新しいドラフト文書に反映させることを条件に承認した(IASB は 12 対 2 で、FASB は全員一致で)。

その後、両審議会は保険契約から組込デリバティブ、投資要素、財またはサービスを提供する非保険義務をアンバンドルすることに関する以前の決定事項について再確認した。

最後に、両審議会はアンバンドルすることが要求されない場合に、それをアンバンドルすることを許容することが可能かどうかについて検討した。ある理

事は、アンバンドルしないという決定が実務上の問題による場合であっても、もし各地の実務(例えばオーストラリア会計基準)においてアンバンドルが要求されているのであれば、アンバンドルを排除するべきではないと考えた。しかし、他の理事達は、このことにより追加のガイダンスが必要と、さらに、そのような情報は会計原則に基づかない測定値として表示されると考えた。1名の理事を除くすべてのIASB理事は、アンバンドルが要求されない場合はこれを禁止するというスタッフ提案を支持し、FASBは全員一致で支持した。

#### デロイトの2010年のコメントレターからの引用

我々は、審議会が保険契約のうち以下の要素についてのみアンバンドリングを要求するよう、提案された要求を修正すべきであると信じている。すなわち、(i) 保険契約と相互依存関係にないもの、(ii) 商業的実態のない理由で保険契約に含まれているもの、である。

#### アンバンドルされた構成要素へのキャッシュ・フローの配分

6月12日の会議は5月に暫定合意されたアンバンドリングに関する決定事項に基づいている。両審議会がアンバンドルすると決定した構成要素に関して、IASBとFASBスタッフは以下の事項を提案した。

- 投資要素に配分され、(利息を含む)測定において考慮されるキャッシュ・フローは、あたかも保険者が投資契約を(いかなる相互依存または割引/割増を含めず)別個に発行したかのように、単独のものとして測定されるべきである。
- アンバンドルされた投資要素(またはアンバンドルされ個別に認識された組込デリバティブ)に配分されたキャッシュ・フローを除いた後、対価および割引/割増の金額を、保険要素とサービス要素に配分すべきである。その配分は現在の収益認識プロジェクトで提案されている方法に従って行われるべきである。
- そして、アンバンドルされた複数の構成要素に関連するキャッシュ・アウトフロー(例えば新契約費および履行コスト)は、合理的で首尾一貫した方法に基づき、各構成要素に配分されるべきである。いったん配分されると、保険者は配分された構成要素に適用される認識および測定の要求事項に従ってそれらのコストを会計処理する。

審議会の理事達は「配分」の性質に懸念を示した。審議会のほとんどすべての理事達は、顧客は実質的に前払いを行っているため、費用として取り扱わないことが適格である支出とは何かをスタッフが明らかにすべきと考えた。彼らは、投資、収益、保険の各要素の支出に関する測定の属性が異なることから、これらの支出を様々な要素に帰属させるためのより明確なガイダンスを求めた。例えば、支出の内容およびその支出が関係する構成要素により、支出は費用、資産、または負債の控除のいずれかとして扱われることになる。最終的に、共通コストに対してのみ、それらを異なる構成要素に配分する方法を明らかにする追加のガイダンスが必要となる。

両審議会は、ドラフトの際には、帰属と配分という言葉の対比をより洗練して使用すべきことに付言した上で、スタッフ提案を全員一致で選好した。重要なことは、キャッシュ・フローが明らかに関連および帰属している場合、それらのキャッシュ・フローはアンバンドルされた構成要素内に維持され、それらの構成要素に適用される基準書に従って取り扱われるようにドラフトすることをスタッフが求められたことである。

#### リスク調整を断念するかどうかに関する議論

IASBは、5月22日にコンバージェンスを達成するための試みとしてFASBの「単一マージンアプローチ」に関する教育セッションを行った。その試みにおいて、スタッフは審議会に以下の2つの質問を行った。

質問1:(a) 暫定合意よりも目的適格的であり忠実な描写がなされると審議会理事達が考えるアプローチを開発するために、IASBはリスク調整および残余マージンに関する以前の決定事項に関する修正を行うべきと考えるか?(b) もしそうならば、下記のうちのどの暫定合意を修正すべきか?そしてそれはなぜか?

- 各報告日のリスク相当額の再測定
- 残余マージンの期間配分基準
- 将来キャッシュ・フローの見積りの変更の残余マージンとの相殺

質問2: 質問1において技術的側面からは暫定合意を修正すべきではないとの決定に至った場合、暫定合意の修正によりFASBモデルとの差異が減少す

るならば、たとえ付録 B に記載されている両審議会のその他の差異の一部またはすべてが残るとしても、IASB は暫定合意の修正を行うべきか。もしそうならば、どの暫定合意を修正すべきか？そしてそれはなぜか？

その議論は、リスク調整の断念と維持のいずれを選択するか的主張を伴って盛んに行われた。リスク調整とリスクからの解放に基づく単一マージンの解放パターンの双方が、非常に主観的であり、適用が困難で企業間に潜在的な多様性が生じる可能性があることから、批判にさらされた。企業の個別性や企業のリスクに対する選好度という主観性に対して多くの理事は反対した。ある理事はリスク調整に関して企業の視点よりも市場の視点に定めるように求めた。ある理事は企業間の比較可能性よりも同一企業の期間比較が進むことのほうがより重要であると主張した。

議論の大部分で、残余マージンをアンロックするというIASB の決定事項に焦点が当てられた。「アンロック」モデルにおいて、FASB の単一マージンアプローチにより近づくようにリスク調整の変動に関して残余マージンも修正されるべきと考える理事もいた。しかしスタッフは、その方法により残余マージンを解放することに困難性が生じ、計算は循環することになると主張した。複数の IASB 理事は、必ずしも FASB の現行のモデルを採用するものではないとしながらも、単一マージンアプローチを選好した。

様々な考えが議論された一方で、単一マージンがより良いという十分な信念はなく、またプロジェクトが遅れる可能性 (IASB スタッフはリスク調整における残余マージンのアンロックを調査することは少なくとも 4 ヶ月の遅れが生じると見積もった) があることから現状維持が確認された。IASB では 11 名の理事がリスク調整の維持への選好を支持した。その結果、この領域におけるコンバージェンスの可能性は閉じられた。

その後、残余マージンの取り扱いに関するいくつかの採決が行われた。IASB の 4 名の理事が残余マージンをロックインすることを維持すべきことに票を投じた。IASB の 5 名の理事はリスク調整における変動に関しても残余マージンをアンロックさせることに票を投じた。最後に、残余マージンに関する現在の内容を支持するかどうかについては、8 名の理事が賛成した。IASB 議長は「明らかに我々は現在の内容を維持することを選好している」と言及することによりこのセッションを総括した。

#### デロイトの 2010 年のコメントレターからの引用

「[...] 我々は、残余マージンが、事後の報告期間において、履行キャッシュ・フローの期待現在価値に影響を与える仮定の変動を反映するように再較正されるべきであると考えている。要するに、この意味するところは、ビルディング・ブロック1と2におけるすべての将来に向けての変更をまず残余マージンと相殺することである。実績調整(すなわち、契約開始時の予想キャッシュ・フローと実際キャッシュ・フローとの差額)は、その期の損益に直接認識される。」

#### 経過保険料

6月12日の会議で、両審議会は財務諸表利用者が最も有用と考えるボリューム情報の性質に関する教育セッションを行った。

スタッフは業界を通じた比較可能性を確保するため、「収益に類似した経過保険料のモデル」を開発すること意図し、3つのとり得るアプローチ:経過保険料、収入保険料、期日到来保険料を提示した。

他のトピックスにおける議論の中で繰り返されているように、収益認識概念は負債の測定の観点とはあまり結びつかないと少数の理事は考えた。しかし両審議会の大半の見解はスタッフ提案を支持し、この解決法のコストと便益を評価するため、およびこの方法が財務諸表利用者のニーズを満たすかどうかを判断するために、財務諸表利用者に限定したアウトリーチを行うことを計画することになった。

このことも IWG 会議で幅広く議論された。多くの参加者は、生命保険会計の場合この情報を入手することは相対的に複雑であり、財務諸表利用者にとっては限定的な価値しかないと感じたため、経過保険料アプローチへの支持は限定的であった。経過保険料アプローチは損害保険会社には支持された。多くの参加者は、新規事業を含むセグメント開示や成長情報のように、現在の財務諸表には詳細なボリューム情報が存在しており、損益として経過保険料を 1

#### デロイトの 2010 年のコメントレターからの引用

カバーレターにおいて説明しているように、我々は、将来キャッシュ・フローの不確実性を現時点で評価することで、当該不確実性を積極的に測定しない報告モデルよりも、財務諸表の利用者がより多くの便益を得ることができると考える。このため、我々は複合マージンモデルを支持しない。しかし、我々が ED において提案された 2 マージンアプローチを支持するのは、最終基準書においてリスク調整マージンの定義が明らかにされることを前提としている。



行表示するよりも有用であると指摘した。期日到来保険料は、情報がすぐに利用可能であるため、生命保険会社から一部の支持を受けた。しかしこの方法はIASBの収益認識プロジェクトと整合しないかもしれない。

**デロイトの2010年のコメントレターからの引用**  
包括利益計算書への保険契約の販売の反映  
保険者および投資家は、報告期間中に保険者が販売した契約のボリュームについてEDの表示方法では限定的な情報しか得られない、と頻繁に述べている。我々は、保険者の業績の表示に、報告期間中に販売された契約に関連する情報も含めれば、より目的適合性のあるものになると考えている。

現在の履行価値モデルの下でこの目的を達成する1つの可能性ある方法は、包括利益計算書のトップに別途ラインを設け、そこに残余マーzinの当初の較正の要素を表示することである。このアプローチは、以下のような利点がある：(a)報告期間に発行された契約に関する整合的な情報を捕捉する、(b)基礎となる測定モデルと整合的である、および(c)投資家が保険者の新しいビジネスのために開発した一般的な比率(ratios)(例：生命保険事業の新規獲得契約マーzin)の計算が可能になる。

## 新契約費

新契約費の取扱いについての再論議を行うという決定は、収益認識プロジェクトにおいて両審議会が顧客販売で新契約費の資産計上を許容することに同意したことから、保険プロジェクトにおいてそれに足並みを揃えるべきかどうかの問題となったことによる。また、スタッフは、EDで提案された要約マーzinアプローチの代わりに現在損益計算書で表示されているようなボリューム情報を採用するという過去の決定事項を熱心に確認しようとした。

スタッフは、新契約費を回収するために保険者が請求する保険料の一部を表示する3つのオプションを表示した。

- オプション A: 新契約を回収する権利を資産として認識する。
- オプション B: 新契約費を、残余マーzinを決定するために使用されるキャッシュ・フローに含め、結果的に新契約費の発生時に残余マーzinを減少させる。当該新契約費は、残余/単一マーzinとあわせて純額で表示され、残余マーzinと同様に純損益に配分される。新

契約費から生ずる保険契約負債の変動は、キャッシュ・フローの変動としてではなく、残余マーzinの解放として表示される(オプション Bは、FASBが2010年のDPの作成時の見解から派生したものである)。

- オプション C: 新契約費を、残余を計算するにあたり使用するキャッシュ・フローに含めることにより、残余マーzinを減少させる。しかし、オプション Bとは異なり、この提案のもとでは、新契約費が発生した際、保険者はこれらを費用処理し同額を収益として認識する。結果損益計算書への影響はゼロとなる。新契約費から発生した保険契約負債の変動は、キャッシュ・フローの変動と同様に表示される。(オプション Cは、IASBが2010年のEDの作成時の見解と整合している。)

スタッフは、繰延新契約費資産(Deferred Acquisition Cost Asset)(オプション A)の認識に対して反対するように提案した。さらに、いずれかを提案するのではなく、ビルディング・ブロック・アプローチのもとでの新契約費について、スタッフは両審議会に対して、どちらのオプション(上記 B または C)を好するかを尋ねた。

両審議会は、保険料に関するボリューム情報に対する決定がない中、新契約費が資産として処理されるべきかどうかという点にしか答えることができないと即座に判断した。

両審議会の議論はついに、これらの費用が履行費用(Fulfillment cost)なのか、モデル外とするべきか、という点になった。両審議会は、短時間で履行費用の費用処理について再検討し、新契約費資産認識の簡素化について検討した。結局、負債の測定およびマーzinの取り扱いについて、2つの審議会の間で同じ相違点が再浮上することとなった。

IASBは、新契約費資産の認識に反対するスタッフ提案を10名対2名の過半数で支持した。FASBの議長は、質問を異なった方法で行うことにし、初めに、以下のそれぞれについてFASBの理事の誰が支持するかを尋ねた。

- オプション C— 収益はカバー期間が始まる前に解放される可能性があるという理由から、FASBは全員一致で反対した。
- オプション A(繰延新契約費資産(deferred

acquisition cost asset)とするか支出時に費用処理するかは別途議論する) – FASB は全員一致で賛成した。

- オプション B(妥協案) – コンバージェンス達成のために、FASB は 4 対 3 のわずかな差で支持した。

これらの票決により、2 つの審議会は異なった結論に至った。FASB は現在 FASB のスタッフと共に新契約費資産の認識の検討を行っており、更なる提案を示す必要がある。

その後、IASB は 6 月 14 日に教育セッションを開催し、新契約費の取り扱いを議論し、スタッフに対して方向性を示した。

この論点を取り囲んでいるいくつかの問題が検討、レビューされ、明確化された。IASB の理事は、スタッフに対して、契約のキャッシュ・フローの構成要素として新契約費を含めることは、黙示的に残余マージンを調整することにはならず、その結果として残余マージンの解放により生じる利益が発生することになるかどうかについて説明を求めた。スタッフは、IASB の他の理事によって支持されている以下の点を明確にした。すなわち、新契約費が契約のキャッシュ・フローの構成要素として処理されているのか、新契約費を残余マージンから直接減少するように処理されているかに関わらず、新契約費を含めることは常に残余マージンを減少させることになるが、残余マージンの解放パターンは、考えられる 3 つのオプションのうちの 1 つに従うことになる。

これらのオプションを説明するため、スタッフは IASB に対して、保険料が CU100、新契約費が CU50、残余マージンが CU50 の場合の、簡単な例を紹介した。

オプション 1: CU50 の新契約費を発生費用として認識し、受領した保険料から CU50 の収益を即時に認識する。保険契約の販売時においては、損益は発生しないが、当初認識時に収益と費用がそれぞれ認識される。残りの CU50、すなわち残余マージンはその後時の経過と共に稼得される。

オプション 2: 時の経過と共に CU50 が収益として認識される。損益が発生しないという結果はオプション 1 の場合と同じであるが、当初認識時に収益と費用がそれぞれ認識されるという結果とはならない。その理由は、新契約費は契約上の予想負債の最初

の実際の払出し(貸借対照表取引)として処理されるか、当初の残余マージンからの直接減額として処理されるからである。

オプション 3: 時の経過と共に CU100 の収益および CU50 の新契約費の解放として認識される。また、この場合、オプション 1 およびオプション 2 にある当初認識時における結果と同じ影響があり、さらにオプション 2 の収益および費用の当初認識時と同じ影響がある。しかしながら、新契約費は保険料の経過(earned)とは別個に償却されるため、事後の収益および費用はオプション 2 より大きくなる。

多くの理事が、収益を前倒して認識するオプション 1 は直感に反すると考えた。なぜならば、収益がカバー期間開始前に認識されるかもしれないからである。

契約獲得の成功・失敗や、ポートフォリオの会計単位としての適切性についての疑問はさらに調査された。もし、すべての努力が失敗であったなら、ポートフォリオは存在せず、これらの努力は費用処理されることになる。スタッフは IASB に対し、新契約費は契約獲得努力のみに関連しており、サービス提供中(例えば保険金請求処理)に発生した他の費用には関連していないことを再認識した。さらに、すべての新契約費が前もって支払われている、または分散されカバー期間にわたって支払われているかに関わらず、会計処理は同じとなる。

一部の理事は、新契約費の費用処理に関して再び議論を行うことを検討していた。他の理事は、もし費用処理がオプションでなければ、収益認識プロジェクトと類似している契約資産を採用することは 2 つの基準が同方向に向かうことになると考えている。それに対して、一部の理事とスタッフは、IASB に、新契約費の会計処理は保険契約で IASB が選択した現在履行価値アプローチのもとでの残余マージンの処理と整合している旨について再認識した。負債の一部として初日利得を含めることは、他の会計基準における負債の定義から乖離していると見られる可能性がある。新契約費の費用処理は、経済的に利益の高い契約に対する初日損失、および保険負債や将来の利益の潜在的な過大計上に繋がる。

#### デロイトの2010年のコメントレターからの引用

「我々は、ED で規定されていたように増分費用を保険契約の期待現在価値に含めるという概念に同意する。しかしながら、我々はビルディング・ブロックに含まれるべきキャッシュ・フローは、保険契約の発行に関連する直接貢献費用も含むべきであると考えている。

これらの直接貢献費用を含めることが、保険契約の経済実態と整合的である。我々は、FASB の ASU 2010-26 金融サービス—保険(トピック 944)にある以下の記述が予想キャッシュ・フローに含められるべき費用を識別するための適切なガイドラインになると信じている。(…)

スタッフは、資産の認識についての賛成、反対に関する議論を行い、教育セッションを終了させた。

「賛成意見」には以下が含まれる。償却して表示した方がより簡単であること。無形の評価を反映することができること。いかなる形の繰延も、明示的または黙示的に資産を認識することと本質的には類似していること。

「反対意見」には以下が含まれる。別々に認識された場合、不利な契約テストにおいては負債と共に検討する必要があること。解放パターンが提供されるサービスに関連付けられ、かつ、損益に影響しないものでなければならないが、関連する償却費用の報告という追加コストがかかること。一部の理事は、資産償却は残余マージンの稼得(earning)とは異なるべきであり、カバー期間にわたる定額法が要求されるべきであると考えており、他の理事たちは、残余マージンの稼得(earning)と同じ方法で常に処理されるべきであると考えていること。

これは教育セッションのため、決定事項はない。しかしながら、理事たちはスタッフに対して、過半数の9票を投じて、次のような新契約費の取扱いを 선호した。新契約費は当初認識では発生費用とはせず、代わりにこれらの費用は(まだ決定されていない)解放パターンで収益(income)に含める。ただし、この解放パターンは前倒しの収益認識をしない。この結論は、最終議論では上記で示されたオプション2およびオプション3の選択肢の間で最終決定が行われることを示唆しているようである。

#### 7月のIASB単独会議

7月16日に開催されたIASBの会議のアジェンダは、IWGによって強調された問題の議論のみであった。

上記で報告されたことに加えて、スタッフは、IWGのメンバーがフィードバックした他の2つのトピックについて強調した。

1. 経過措置 — 遡及的な経過措置に対して、IWGのメンバーによる全員一致の支持があったが、その方法を明文化するか、保険会社の判断に任せるのかについては議論が収束していない。アナリストは、経過措置が一株当りの価格に大きく影響するため、経過措置に関連した適用ガイダンスが提供されるべきであるとコメントした。IASBは、現在進行中のこのトピックに関連した詳細なガイダンスの準備をしながら、これから数ヶ月の間、経過措置について取り組む予定である。
2. 残余マージンのアンロック—IWGのメンバーたちの大多数が、残余マージンのアンロックに関する決定を歓迎した。理事たちは、リスク調整のアンロックについても賛成した。業界の代表者たちが残余マージンに対して割引率の変動を償却することを支持する一方で、他の参加者たちは疑問を抱いており、OCIを通じて割引率の変動を反映させることに賛成していた。

#### 次のステップ

現時点では、9月24日の週末までに、合同会議を行う予定はない。

IASBのスタッフは、ボリューム情報、残余マージン、開示、および経過措置に関する残りのトピックを完了し、レビュー・ドラフトまたは改訂公開草案を2012年12月に、最終基準書を2013年に公表することができるように、保険プロジェクトに取り組む予定である<sup>45</sup>。

IFRS第4号とIFRS第9号が同時に導入されることは重要であり、IASBは2015年1月1日の発効日に間に合わせることに力を注いでいる。また、この目標が実現不可能になれば、IFRS第9号の発効は、保険契約の基準書にあわせるため2016年1月に延期される可能性がある。

<sup>4</sup> 2012年10月1日にワークプランが更新され、公表時期の目標が2013年上半期へと変更となった。

<sup>5</sup> 9月の審議会によりレビュー・ドラフトではなく、5つの論点に質問が限定された再EDが公表されることとなった。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 6,400 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト ([www.tohmatsu.com](http://www.tohmatsu.com))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 カ国を超えるメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 182,000 人におよぶ人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は [www.tohmatsu.com/deloitte/](http://www.tohmatsu.com/deloitte/) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。